

那覇市公報

第 1 6 5 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 指定緊急避難場所の指定（総務課）…………… 936
- 指定避難所の指定（総務課）…………… 938

◇ 公 告 ◇

- 平成26年度那覇市人事行政の運営等の状況（人事課）…………… 940
- 住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 964
- 都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）…………… 964
- 会議開催の公告について（商工農水課）…………… 966
- 指定管理者の募集について（商工農水課）…………… 967
- 開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 969
- 開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 970

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 971

◇ 監査委員公表 ◇

- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）…………… 972

那 覇 市

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成25年度テーマ】

公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について

指摘の件数	意見の件数	措置状況		
—	139	改善の必要性	処理区分	件数
		要	改善済み	10
			改善取組中 (A)	87
		不要	—	42

平成26年度措置状況	処理区分	件数
	改善取組中 (A)	87
	改善済み (B)	50
	継続取組 (A)－(B)	37

第1号様式 (第3条関係)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
3	企画調整課	33	意見	③利用料金制度について ・利用料金算定方法が使用料見直し指針に基づいていない施設がある。	H26年度	要	【花とみどり緑】 利用料金については、消費税引き上げに合わせてH26年度中に既定方針に依り、原価算定を明確にし、見直しが必要であれば、平成27年4月に向け料金改正を要する。	平成27年度	【花とみどり緑】 利用料金の見直しを図り、平成27年4月に料金改正を実施。	改善済み
4	企画調整課	37	意見	・施設の性質別負担割合について4分額率の判断基準、受益負担割合の算定方法を客観的に判断することからできるようチェックリストなどを整備して適用する必要がある。 ・使用料については、指定期間終了時など、一定期間この見直しが必要である。	H26年度	要	【花とみどり緑】 使用料については、指針で原則的に4年ごとの改正になっており、それに準じて見直す。	平成28年度	【花とみどり緑】 平成26年度に見直しを図った。今後も指針に基づき4年ごとに見直す。	改善済み
8	行政経営課	40	意見	・評価項目、税点項目を明らかにした上で、審査員が何に重点つけたのかを市民に公表することが望まれる。	H26年度	要	【ことし政策調】 「指定管理者制度に関する運用指針」を参考に公表様式を見直し、選定委員会において各委員への説明又は了解を得たうえで公表するよう改善したい。	平成27年3月31日	「指定管理者制度に関する運用指針」に関連する参考様式編で示された公表様式で、選定結果を公表した。	改善済み
9	行政経営課	40	意見	・選定委員会については、公認会計士や税理士など会計に精通する者も加えるべきであろう。	H26年度	要	一部は選定委員会においては、財務に関する専門家を委員として任命しております。今後、全ての選定委員会に財務に関する専門家を加えることについては、他都市の調査を行います。	平成27年3月31日	他都市調査の結果、選定委員会の財務状況の調査が可能な場合、任命については、施設によっては任命しづらい場合もある。平成27年3月31日までに、いまだに選定委員会に財務に関する専門家を加えていない会計に精通する者を加えていく。今後も必要に応じて検討に精通する者を加えていく。	改善済み
10	行政経営課	40	意見	①モニタリングの重要性 ・モニタリング評価結果については、情報公開されないければならない。	H26年度	要	年度内を目的にモニタリングに関する基準の作成に取組んでおります。評価結果については、市ホームページ等で公表を行う予定となっております。	平成27年度	評価結果を公表することとしたモニタリング関係規程を平成26年8月に策定した。	改善取組中
11	行政経営課	41	意見	②監査対象指定管理者のモニタリング状況について ・収支関係となるような決算書の提出を速やかに求め、実施に即した収支が記載された決算書が提出することとされたい。	H27年度	要	平成27年度モニタリング（対象は平成26年度）の実施報告書、及び総合評価票を公表することとしている。	平成27年度	—	改善取組中
12	行政経営課	41	意見	・施設によっては、モニタリング項目がやや恣意的になっており、評価項目として十分とはいえない。	H26年度	要	各施設所管課において、指定管理事業に即した決算書を作成するよう指定管理者と調整し、年度終了後に提出される事業報告書で確認を行うこととしております。	平成27年度	収支決算書の参考書式を定めたモニタリング関係規程を平成26年8月に策定した。説明会を行った。	改善取組中
13	行政経営課	42	意見	・指定管理者の従業員の勤務の実態を正確に把握すべくモニタリングを充実させるべきである。	H27年度	要	年度終了後の事業報告書、及び平成27年度モニタリング（対象は平成26年度）にて確認を行う。	平成27年度	—	改善取組中
14	行政経営課	43	意見	③第三者評価制度について ・施設のサービス内容について専門的知見を有する外部有識者などの視点を導入することも重要だと考えられる。 ・指定期間終了時には必ず外部評価を導入することが望ましい。	H26年度	要	年度内を目的にモニタリングに関する基準の作成に取組んでおります。評価項目については、項目を具体的に定めることとしております。	平成27年3月31日	モニタリング関係規程を平成26年8月に策定し、評価項目を具体的に設定した。	改善済み
15	行政経営課	43	意見	②収支等決算書の様式が統一されていない	H26年度	要	【まちづくり協働推進】 ・職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について事業報告を求め把握すると共に、その実態を踏まえ、適切な勤務条件・賃金水準であるかなどに検討を加える。	平成26年度末	職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について事業報告を受けた。報告された事項は人材確保、育成のため、平成28年度以降の指定管理料算定に活用したい。	改善済み
							市としてモニタリングに関する基準を統一した上で、モニタリング制度の向上に努めていきたいと考え、平成27、28年度のモニタリングの改善状況等の確認を踏まえ検討したいと考えております。	平成29年度	平成26年8月にモニタリング関係規程を策定した。	改善取組中
							平成26年度の検討に向けて、平成27年度モニタリング（対象は平成26年度）の実施状況の確認を行う。	平成27年度	—	改善取組中
							年度内を目的に整備します。	平成27年3月31日	指定管理者モニタリング関係書式集の中で統一した様式を定めた。	改善済み

(平成26年度)				外 部 監 査 指 置 票			処理区分
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	
16	行政経営課	44	意見	③収支決算書の作成方法に不備がある。 ・収支決算書には補正がゼロになっている。 ・収支決算書の中に指定管理者自身に対する「委託費」が含まれている。	要	各施設管理において、指定管理事業に即した決算書を作成するよう指定管理者と調整し、年度終了後に提出される事業報告書で確認を行うこととしております。	改善取組中
17	行政経営課	44	意見	④収支決算書の支出項目に指定管理事業の他が伴わない項目がある。	要	平成27年度モニタリング（対象は平成26年度）にて確認を行う。	改善取組中
18	行政経営課	51	意見	・5つの視点で検討してもなお、直営による管理が市民の福祉向上の達成にふさわしいと判断できる場合以外は、原則として指定管理者制度を導入すべきである。	要	【市民サービス課】平成26年度の収支決算書において、指定管理事業の支出項目については支出項目から削除し、指定管理業務における収入と支出を明確にすることをした。	改善済み
20	まちづくり協働推進課	61	意見	（那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び効果性について） NPO・市民活動に関する利誘事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきである。	要	運用方針において、市が直営している施設においては、常に該施設のあり方に伴って保証し、指定管理事業制度を適用することが適当であると判断した場合は、この運用方針に定めるところにより指定管理事業に実施し、多岐にわたるものとする。また、この方針に従い各施設管理において指定管理事業導入を検討しておりま。	改善済み
21	まちづくり協働推進課	61	意見	（那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び効果性について） NPO・市民活動に関する利誘事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきである。	要	【各施設管理】 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。	改善済み
23	まちづくり協働推進課	63	意見	（那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び効果性について） NPO・市民活動に関する利誘事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきである。	要	【各施設管理】 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。	改善取組中
26	まちづくり協働推進課	66	意見	（那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び効果性について） NPO・市民活動に関する利誘事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきである。	要	【各施設管理】 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。	改善済み
27	まちづくり協働推進課	75	意見	（那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び効果性について） NPO・市民活動に関する利誘事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきである。	要	【各施設管理】 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。 ・条例第4条第1項（1）の資金援助に関する規定は、指定管理事業の導入を促すものとして、事業全体の内容を網羅し直す。	改善済み

(平成25年度)				外部監査改善措置票			実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分	
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	年度				改善計画又は改善が不要な理由
29	商工農水課	81	意見	(那覇市IT創造館 収支の状況について) 一般管理費と委託費の取扱いを修正し、指定管理者の事業に係る損益をより適正に表示することが必要である。	要	H26年度	収支決算の作成については、一般管理費を計上するべきでない旨指導し、確認を行う。	指定管理者に対し指導を行い、平成27年5月31日に提出された平成26年度実績報告書において確認したが、一部改善の余地がある。指定管理者への指導を強化し、継続して実施する。	改善意組中	
30	商工農水課	82	意見	(那覇市IT創造館 事業の評価について) モニタリング評価を着実に実施されることが必要である。ある程度の専門性が必要な施設においては、指定期間満了時など一定期間ごとに外部の専門家に評価を委ねることも検討されたい。	要	H27年度	平成26年度実績報告書を指定管理者から本市に平成28年5月までの提出をもって改善の確認をする。	—	改善意組中	
32	商工農水課	87	意見	(那覇市伝統工芸館 収支の状況について) 指定管理料は、ビルの非営利に相当する金額が機械的に設定されているが、本来は、工芸館に係る利用者の満足度を高める限り充足せよとする観点から指定管理料の水準を決定することが必要である。	要	H26年度	指定管理料の設定については、一部改善の必要があったため、次期募集にかかる業務仕様書中の販売収入等の収入部分に増収となるように仕様を改善している。H29年度の次期指定管理料募集及び指定管理のあり方について、更なる改善の検討をおこなう。	平成30年3月31日	H27年3月に締結した業務仕様書により、指定管理者の収入増が見込まれ、利用者の満足度を満たすサービスができるように改善を提案した。H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	改善意組中
33	商工農水課	92	意見	(那覇市ぶんかテニスクラブ 事業の状況について) 自主公演や体験学習の運営を拡大するためにも、モニタリングは、例えばO×M式やABC評価などわかりやすい尺度によるものではないため、改善が必要である。	要	H27年度	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	平成30年3月31日	—	改善意組中
34	商工農水課	94	意見	(那覇市ぶんかテニスクラブ 収支の状況について) 2年度は担当者以外の者を交え、実績改善を継続し、指導員の高齢化を抑制することが必要である。大まかな事業別の損益を把握できるような管理上は仕度を整える必要がある。	要	H26年度	モニタリングにおいて、自主公演や体験学習の運営拡大のためにも、業務仕様書にある業務の履行・実績を確認する。また、収支の尺度がわかりやすいモニタリング表を作成し、7月実施予定。	平成26年7月31日	モニタリング率については、O×M式にして平成26年7月15日にモニタリングを実施した。	改善済み
35	福祉政策課	102	意見	(那覇市社会福祉センターについて) 指定管理者のおかれた環境をできるだけ競争可能な状態に導くことにより、現状よりも効率的な業務執行を促す必要がある。	要	H26年度	現金出納の確認について決算時の他に年3回程度出納確認をおこなうよう指導する。また、事業別の損益把握のためにも、事業別の収支決算書の作成を指示する。あわせて、仕度書に付帯仕度書をもつけ、出納管理を指導していく。	平成27年3月31日	平成25年度監査の指摘を受け、すみやかに指導、指示を行った。 平成26年7月15日のモニタリングにおいて適切な決算確認に取り組んでいることを確認した。	改善済み
36	ちやーがんじゅう課	102	意見	(金城老人憩の家について) 指定管理者に対する利用機会をできるだけ公平にする。あるいは、老人福祉の必要度の高い高齢者へのサービスを更にする。また、老人福祉センターの利用機会にあまり恵まれない他地域の納税者を納得させるのに有効と考える。	要	H26年度	現募集要項について現指定管理者以外の者が参入するのには、業務仕様書では他の事業を含め負担しているため、今後の表記の方法について協議を行うものとする。	平成26年度	H26.5.22 平成26年度の決算書は、小津、職名の児童館、老人憩の家に関する事業を切り離し、当該事業だけの決算書を作成させた。	改善済み
					要	H26年度	指定管理者に対し、利用機会の公平等について改善をするよう文書等の指導を行い、改善状況等を確認する。	平成27年3月31日	総合福祉センターの指定管理において改善を促している。	改善意組中
					要	H27年度	引き続き指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成28年3月31日	—	改善意組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 (「T-R2023-05」)	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
38	障がい福祉課	108	意見	(那覇市精神障害者地域生活支援センター 事業の妥当性及び実施状況について) 今後の相談事業を効果的・効率的に行うためにも、相談内容の集計を取るべきであらう。 利用者のニーズを正確に把握する等して、利用者救済を旨とするべきである。	H26年度	要	相談内容の集計は月毎に把握しており、随分、随分、相談方法別、内容別に内訳を記載した報告書があるため、それを活用して相談事業を効果的・効率的に進めていく。利用者のニーズは平成26年度実施しているが、「報告書」という形で利用者個人からの意見は集計されている。提案のあった内容については月に一度の利用者ミーティングでスタッフ及び利用者と共に、対応を図っている。今後も「報告書」活用し、利用者のニーズ把握も行き、利用者確保に努めていく。 また、平成28年度から新しい事務所に移転したため、地域にパンフレットの配布等を速速することにより情報を周知し、新規利用者の開拓に繋げていく。	平成27年3月	相談内容の集計についてはデータにて報告を受けており対応が済み。 ニーズの把握については引き続き報告を活用し利用者ミーティングを通して改善策を協議、実行しているところである。近隣自治会のイベント等において、パンフレットの配布等を積極的にやっている。	改善済み
39	障がい福祉課	109	意見	(那覇市精神障害者地域生活支援センター 決算の状況について) 今後、同額となるような支出明細書の提出を速やかに求め、同額に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。	H26年度	要	平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求め、支出明細書の作成について、指定管理者へ指示済み。	平成27年3月	平成26年度決算報告書にて報告を受け確認済み。	改善済み
41	障がい福祉課	115	意見	(那覇市障がい者福祉センター 指定管理者について) 主たる事務所を置くとしても、市との間で、事務所スペースについて、正式な賃借契約を締結すべきであらう。	H26年度	要	目的外使用許可等の検討する（那覇市公有財産規則第31条） 身体障害者福祉協会及び関係各課（総務部等）との調整を行う。	平成27年3月	平成26年11月1日から行政財産目的外使用許可を行った。	改善済み
42	障がい福祉課	116	意見	(那覇市障がい者福祉センター 事業の妥当性及び実施状況について) 条例上、障害福祉サービスが、障がい者福祉センターが行う事業である旨明記されていることを留意すべきであり、条例通りの運用を行うべきである。 相談事業の運営を把握するために、詳細な相談件数の集計を取るべきである。	H26年度	要	那覇市障がい者福祉センター条例第3条第1項第2号において、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行うことが明記されており、当センターの指定管理者である那覇市障害福祉協会は、平成26年度より新たに取組む障害福祉サービス事業を具体的な事業実施方針に定めており、事業実施に必要な事業所指定手続きを進めている。よって、平成26年度中には障害福祉サービス事業を実施できる見込みである。 平成26年度から詳細な相談件数を集計し、実績の報告を受ける。	平成27年3月	平成26年8月1日から障害福祉サービス事業を実施。相談記録、件数集計等を確認した。	改善済み
43	障がい福祉課	117	意見	(那覇市障がい者福祉センター 決算の状況について) 予算と実績となるような支出明細書の提出を速やかに求め、同額に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。光熱費について徴収しているのであれば、光熱費徴収についての収入を計上すべきである。	H26年度	要	平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求め、支出明細書の作成について、指定管理者へ指示済み。	平成27年3月	実績に即した収支決算書の提出を受け確認した。	改善済み
45	ちやーがんじゆう課	124	意見	(那覇市安楽福祉施設 施設の使用状況について) 施設の適切な維持管理修繕が使用者によって、計画通り進められているか定期的に検査する必要がある。 大規模修繕に備えて日本赤十字社沖縄県支部は、余剰金を積み立てることになっているが、計画通り積立金が積み立てられているかどうかについても定期的検査が必要である。	H26年度 H27年度	要	平成27年度に予定している社会福祉施設指導演監査時に積立計画書等の提出を求める検査を行う。 平成27年度に予定している社会福祉施設指導演監査時に積立計画書等の提出を求める検査を行う。	平成28年3月31日 平成28年3月31日	平成27年度中に社会福祉施設指導演監査時に実施予定。 —	改善費組中 改善費組中

997

(平成25年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
58	ちやーがんじゆう課	142	意見	(那覇市シルバーワークプラザ 利用状況について) シルバークリエーターとしての運用面では利用者である会員の満足度調査を行い、会員の声を耳を傾け減少傾向にある会員数を増やすよう努力すべきである。	H26年度	要	指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成27年3月31日	H27年1月に会員を対象へ満足度アンケートを実施。要望等を把握し改善するよう指導した。今年度も改善のためアンケート実施予定。	改善済み
59	子育て応援課	155	意見	(那覇市母子生活支援センターさくらについて) 指定管理者の行う事業から生じた余剰については、そもそも対象施設の「さくら」の活動において、直接、変更なサービスの充実と活用されることが理想である。当センターの事業で生じた余剰金を効率的に活用するなど、継続的な取り組みが望まれる。	H26年度	要	平成26年度中に、入所者支援ソフトの導入や居室的電気・メーター・分室工事、職員及び給与の増など、施設設備の整備・職員体制の充実を図り、利用者の支援に繋がるよう、指定管理者と協議し、効率的な活用に取り組む。	平成27年3月31日	電気・メーター・分室工事を行い、入所者支援ソフトを導入。また、平成27年3月26日には食糧を設備するなど、入所者の支援体制の整備を行った。	改善済み
60	子育て応援課	156	意見	(那覇市母子福祉センターについて) 母子福祉センターの施設支援や相談など、それに応えられる程度の指定管理料の設計を行う必要がある。	H26年度	要	事業の充実に図るよう指定管理者と協議し、次の指定管理者選定に向けて、見合うような指定管理料の設計を行う。	平成28年4月1日	指定管理者とのモニタリング等、協議を行い、新たな講座や他事業との連携などで事業の見直しを図った。指定管理料の設計については、H27年度に内容の見直しを行う中で指定管理料の設計を行う。	改善取組中
62	こども政策課	163	意見	(那覇市若狭児童館 指定管理者の選定について) 選定委員会においては、あくまで評価内容が公開されることを前提に、市議会の審議や、市の監査に耐える体制を堅持していただきたい。	H27年度	要	平成28年度の新たな指定管理者協定の締結に向けて、内容の見直しを行う中で指定管理料の設計を行う。	平成28年4月1日	—	改善取組中
63	こども政策課	163	意見	(那覇市古波蔵児童館 決算書の作成や利用者の調査などについて) 基本協定書や業務仕様書により、実管理運営に関する基本協定書や業務仕様書により、実管理運営や収支報告書は会計年度終了後30日以内の提出が定められており、これを順守することが望ましい。しかし、年度末の繁忙や決算スケジュールにより、期日内に決算を確定することがあまりに困難である場合、協定書による提出期限に緩衝措置を講ずることが必要であると思われる。	H26年度	要	「指定管理者制度に関する運用指針」を参考に公表した見直し、選定委員会において各委員への説明文書は了解を得たうえで公表するよう改善したい。	平成27年3月31日	「指定管理者制度に関する運用指針」に関連する参考様式集で示された公表様式で、選定結果を公表した。	改善済み
64	こども政策課	163	意見	(那覇市若狭児童館 決算書の作成や利用者の調査などについて) 現金や備品は、指定管理者の行う他の事業の現金や市の貸与する備品と区分して管理し、経理することが求められるため、これを確実に履行する必要がある。	H26年度	要	指定管理者へ状況を確認し、必要であれば緩衝措置を講じたい。	平成27年3月31日	会計年度終了後30日以内の提出期限に、さらに30日の猶予期間を設けて提出を依頼した。	改善済み
65	こども政策課	163	意見	(那覇市古波蔵児童館 決算書の作成や利用者の調査などについて) 利用者の満足度調査については、基本協定書の内容に利用者の満足度調査に付いては、基本協定書の内容にしたが、着実に実施することが求められる。	H26年度	要	指定管理者へ文書にて改善を求めた。今年度中に帳簿や台帳を整備する予定。	平成27年3月31日	平成26年度中の確認はできなかったが、事業報告書の提出により収支や備品の整理がなされたことが確認された。	改善済み
65	こども政策課	163	意見	(那覇市古波蔵児童館 決算書の作成や利用者の調査などについて) 利用者の満足度調査については、基本協定書の内容に利用者の満足度調査に付いては、基本協定書の内容にしたが、着実に実施することが求められる。	H26年度	要	前年度は施設老朽化のための移転作業等に追われ、通常行っている時期を逃しているもので、今年度は確実に執行するよう指導した。夏休みの行事が終わった後10月までには実施し、今年度中に所管課へ報告予定である。	平成27年3月31日	平成26年10月に算定済み。事業報告書の提出で内容確認。	改善済み

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
67	都市計画課	107	意見	(2)現在の指定管理料の中には、施設の清掃費などが含まれており、この清掃費を受け取った施設清掃担当者が、その一部を自治会に寄付していた。 このような指定管理料の算定基準は妥当ではなく、実際の清掃業務時間や適正な時間単価に見合う人件費とすべきである。また、寄付行為は本人の意思であるにせよ、現地現察時において、清掃担当者が寄付しているという実態も明らかになったことから、改善する余地があると思われる。	H26年度	要	(2)指定管理料の算定については、見直し、改善する。	平成27年4月1日	指定管理料における人件費の算定については、作業時間や労働単価等を考慮し、見直しを行った。H27年度より見直し行った指定管理料で協定を結んでいる。	改善済み
68	花とみどり課	171	意見	(那覇市緑化センター 収支の状況について) 飲食店の施設使用料については、固定部分のほか、一部店の収支に応じた変動使用料の設定ができるようにすることが望ましい。	H26年度 H27年度	要 要	飲食店の施設使用料については、当指定管理期間が平成27年度までの最終年度であり、平成28年度の新契約に合せて検討し方針を決める。 平成27年度中に次期指定管理者の公募を行うため、その際に、施設利用形態の変更も含め検討を行う。	平成28年度 平成28年度	平成27年度の公募に向け、飲食店収入の検討に関わる資料や情報収集を行った。 —	改善取組中 改善取組中
69	公園管理課	178	意見	(那覇市役の上ピーチ広場 波の上ピーチ広場に係る収支の状況について) 波の上ピーチ広場における自主事業は、なかば運営的に、一般事業の収支の穴埋めとして機能している状態にあるものと考えられる。一般事業自体の収支の改善が望まれるところである。	H26年度 H27年度	要 要	一般事業及び自主事業における収支について精査、検証し改善策を検討する。また、波の上ピーチ広場施設を改善して、施設利用者を増やす等により一般事業費の収支改善を図る。 ピーチ広場施設の改修を行う	平成28年3月31日 平成28年3月31日	・平成26年度の指定管理料の更新から、改正された方針に則り指定管理料を算定し、一般事業と自主事業の収支を算定している。 ・ピーチ広場施設の改修は平成27年度中に行う	改善取組中 改善取組中
70	公園管理課	179	意見	(那覇市役の上ピーチ広場) 一般事業のうちピーチの開設期には人工池の貯水をやめる。人口池そのものを廃止し使用用途へ転用を図るなど、荒浄の機会を減らす方策を検討する余地がある。	H26年度	要	人工池の活用については、平成26年度中に広場利用者からのアンケートや地域住民からの意見を聴き、使用用途へ転用することの必要性も含め検討していきたい。	平成27年3月31日	平成26年度のアンケート調査結果より、池の清見室について「良い」と「普通」と回答した人は合わせて約9割となったことから、市民に親しまれている池と釣りしたため存続をせいでいくこととした。 また、人口池の増設を増やすことにより、荒浄の機会を減らす。	改善済み
71	公園管理課	179	意見	(那覇市役の上ピーチ広場 指定管理業務の効率性について) 波の上ピーチ広場と波の上ピーチの管理業務の質や効率性を改善するために、両方の管理を一体的に行う方策が採れないか検討する必要がある。	H26年度	要	平成26年度から、那覇港管理組合と協議を行い「波の上ピーチ広場」と「波の上ピーチ」の管理を一体的に行えるかどうかを含めて考え方をまとめる。	平成27年3月31日	那覇港管理組合と検討を重ねた結果、他の公共団体が所有する施設を含めて、一体的に指定管理管理を行わせることは困難である。しかしながら、管理業務の質や効率性を改善するために、「波の上ピーチ」と「波の上ピーチ広場」の連携協力に関する協定書」を平成27年3月に締結し連携して管理を行う。	改善済み
73	青少年育成課	188	意見	(那覇市立森の家みんみん 施設の維持管理等について) タンク結持管理費用との費用対効果を検討した上で、直結水道工事の要否につき検討する必要がある。	H26年度	要	ここ数年、県内のダム工事普及による水事情の好転により貯水の確保がなくなってきたのは、厳格に大規模時に80名を受け入れる施設として、非常時には飲料水やシャワーに活用できるための水を確保するタンクを撤去して良いものかどうか、判断するには検討を要する。 また、タンクが地下に設置されているため、水を吸い上げるポンプが、停電時や故障時に稼働しなくなってしまう、水道が使用できなくなる事態等も加味しながら、直結水道工事の要否について慎重に検討したい。	平成28年度末	■平成26年度 ・水タンク維持の要否についての検討 ・指定管理料との関係、対費用効果についての検証 みんみんの水タンクは容量が大きく、大量の飲料水を備蓄することができ、また、緊急時にも、右回も完備していることから、非常用発電機を整備し、災害時に水タンクの水を有効に利用することと、災害時避難施設として活用することとを可能と考える。一旦タンクを撤去してしまえば復旧させることが容易ではないことから、当面は直結水道工事を行わず、水タンクについては現状を維持し使用を続けることとした。 本件については、指定管理者と共に協議・検討して得た結論である。	改善済み

(平成26年度)					外部監査改善措置票			処理区分		
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由		実施期限	実施内容及び実施内容
74	青少年育成課	188	意見	(那覇市立森の家みんみん 施設の今後の在り方について) 森に利用者数の増加のみを指定管理者に求めるのではなく、本来の設置目的に立ち返り、今後の施設利用の在り方について再検討する必要がある。	H26年度	要	本市としては、利用者の増加のみを求めているものではなく、本来の設置目的に沿い、研修等々の施設利用や宿泊事業の強化についても、指定管理者に押し付けを行っていただいているところである。施設利用の在り方、特に宿泊事業については、利用者の利便性を考慮し、市民が利用しやすい新たな仕組み作りの導入も検討していくとともに、今後も引き続き指定管理者と協働を行う。また、市民に向けて、利用促進につなげる広報活動の強化を図っていきたい。 ■今年度最初の校長連絡協議会において、市内小中学校の校長に呼びかけてみんみんの利用を呼び掛けた。(平成26年度5月実施) ■従来「3ヶ月前から」であった利用予約受付期間を「6ヶ月前から」に準め、利用者の利便性を高めた。(平成26年度5月実施) ■インターネットによる広域活動の強化、電子受付の検討(平成26年度実施予定)	平成26年度末	■校長連絡協議会における、市内小中学校の校長へのみんみん利用の呼び掛け。 (平成26年度5月実施) ■利用予約受付「3ヶ月前から」を「6ヶ月前から」に準めた。 (平成26年度5月実施) ■インターネット上にホームページを開設し、広域活動の強化を図った。 (平成26年度実施) ■施設使用の申請書類の機軸を、上記ホームページからダウンロードできるようにするとともに、フアックスでも受付できるようにし、利用者の利便性を高めた。 (従来は直接来所による受付のみ)	改善取組中
75	市民スポーツ課	204	意見	(那覇市体育施設、那覇市宮城武山体育施設 指定管理者の収支状況について) 収支余剰金、特定預金支出の可否も含め、指定管理料の精算の在り方についても再検討する必要がある。	H27年度	要	平成26年度には指定管理者との協働を重ねる中で一定の理解を得られ、従来の受付方法をいくつかが改善してもらい、利用者の利便性を高め、その増加につなげるための方策を固めることができた。 今後もしも引き継ぎ協働していく中で、平成27年度においてはモニタリングを活用し、評価項目の分析も行う中からより一層協働推進の在り方について検討し、その方策を共に探っていきたい。	平成27年度	—	改善取組中
76	市民スポーツ課	204	意見	(那覇市体育施設、那覇市宮城武山体育施設 指定管理者の収支状況について) 収支余剰金、特定預金支出の可否も含め、指定管理料の精算の在り方についても再検討する必要がある。	H26年度	要	指定管理期間内の単年度において余剰金が生じた場合は、翌年度の事業の充実に図ることや、また、指定期間内で次年度の指定管理料を減額するなど、精算のあり方について検討する。	平成26年度	平成26年度末	改善取組中
77	市民スポーツ課	204	意見	(那覇市宮城武山体育施設、那覇市宮城武山体育施設 指定管理者の収支状況について) 収支余剰金、特定預金支出の可否も含め、指定管理料の精算の在り方についても再検討する必要がある。	H27年度	要	平成27年度は那覇市体育施設、那覇市宮城武山体育施設 指定管理者の指定を行う。募集要項、仕様書の中で指定管理に関する運用方針(平成26年度7月策定)に基づき、剰余金が生じた場合は24分の1を那覇市に納入することとする。	平成27年度	平成27年4月末	改善済み
78	市営住宅課	210	意見	(那覇市宮城武山体育施設、那覇市宮城武山体育施設 指定管理者の収支状況について) 予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに求め、実態に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。	H26年度	要	事業報告書に実績額を記載した支出明細書を添付するよう指示(平成26年6月13日付)し、その支出内容を精査する。	平成27年4月末	毎月の事業報告書を提出する際、2ヶ月前に実績に支出した支出明細書の添付を求め支出内容を精査した。毎月遅滞なく報告を受ける体制が整い、今後も同様に精査する。	改善済み
79	市営住宅課	210	意見	(那覇市宮城武山体育施設、那覇市宮城武山体育施設 指定管理者の収支状況について) 人件費について、個人単位では報告せずとも、担当従業員それぞれにいくらを支払っているのか、支給額を明らかにし、人件費の詳細を報告させるべきである。指定管理者は、担当従業員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告書であり、市はこの点を把握すべきである。	H26年度	要	事業報告書への個人単位入居費の記載の検閲を指示。担当職員は運用方針等については、事業計画書に記載するよう指示(平成26年6月13日付)し、その内容を精査する。	平成27年4月末	事業計画書にて社員配量と保有資格等勤務体制確認。事業報告書にて、常勤の従業員に対して、個人単位に支出した人件費を精査すると共に、給与やイベント時の増員、回収員の入居費の月毎の支出を精査した。今後も同様に業績報告にて精査する。	改善済み
80	市営住宅課	211	意見	(那覇市宮城武山体育施設、那覇市宮城武山体育施設 指定管理者の収支状況について) 指定管理者は、維持修繕の内容、費用について、詳細に報告すべきであり、市はこの点を詳細に把握すべきである。工費は計画通りに実行されているのか、来年度に支払われるべき、毎月毎に支払がなく、年度末に支払が来ている。工事終了後に速やかに支払計上すべきである。	H26年度	要	維持修繕の内容等については、業務仕様書に従い修繕方針を事業報告書に記述し、事業計画書に記述するよう指示(平成26年6月13日付)し、その内容を精査する。	平成26年度内	維持修繕の内容等については、業務仕様書に従い修繕方針を事業報告書に記述し、事業計画書に記述するよう指示(平成26年6月13日付)し、その内容を精査する。工事終了後の支払については、従来から業務完了後、速やかに精算していたことを確認した。今後も同様に報告にて精査する。	改善済み

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
82	市営住宅課	213	意見	（那覇市営住宅 アンケートについて） 指定管理者が管理を行っていることを住民に周知徹底するべきである。 また、回答を得られやすいアンケート項目や記載方法とするなどとして、できるだけ「未回答」をなくすべきである。 さらに、指定管理者は、住民からのアンケート結果に基づき、利便性やサービス向上を図るべきである。	H26年度	要	周知を図るため、入居者への文書には指定管理者の名称を明記し、アンケート内容を改善、集計結果及び要望への対応状況の公表を検討するよう指示（平成26年6月13日付）。アンケート結果を利便性やサービス向上に活用する。	平成27年4月末	アンケート結果については、3月に開催した自治会長会にて報告し、各集会所に結果を貼り出し住民へ周知した。	改善取組中
84	平和交流・男女参画課	222	意見	（那覇女性センター 備品台帳の整備について） 備品台帳は実録そこにある備品が把握できるように整備すべきである。	H26年度	要	実施予定期限内に整備を行う。	平成26年6月	平成26年6月末までに備品台帳整備を行った。	改善済み
87	平和交流・男女参画課	225	意見	（那覇女性センター 指定管理者制度の導入について） センターの現状と、指定管理者制度導入のメリット、デメリットを比較検討し、導入するか否かを検討すべきである。	H26年度	要	当センターは、全国的に整備が進められている配膳・給食・給水・給電・給熱・給排水等の設備・研究を行うため、将来的な女性センターのあり方などをも考慮し、指定管理者制度を導入している自治体の調査研究を行う。	平成27年3月	平成27年3月31日。 将来的な女性センターのあり方（配膳・給食・給水・給電・給熱・給排水等の設備・研究を行うため、将来的な女性センターのあり方などをも考慮し、指定管理者制度を導入している自治体の調査研究を行う。）とした。	改善済み
89	地域保健課	230	意見	（保健センター、北保健センター 財産管理について） 使用可能なリハビリ設備については、他に診察、寄付するなど、有効活用すべきである。	H26年度	要	リハビリ設備について、保健センターの利用者が使用する備品の管理は徹底し、それ以外の備品は使用不能であるため、廃棄処理を行う。	平成26年度	リハビリ施設について、備品台帳を整備して使用する。3月31日に廃棄処理を実施した。	改善済み
92	こどもみらい課	236	意見	（那覇市療育センター 立地状況について） 他の施設との合築等の工夫により、建設費を抑える機会が見込めるならば、耐用年数に満たないことなど、集積に立地の変更を行うよう、機動的に検討する必要がある。	H26年度	要	他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築の可能性について検討する。	平成30年度	改築計画策定中の施設との合築について、療育センターの整備計画等情報との連携を行うが、まだまとまらなかったため、継続とする。	改善取組中
93	こどもみらい課	237	意見	（那覇市療育センター 指定管理者の導入可能性について） 施設と同等以上のサービスの質・量・バラエティを確保できる事業者が認められる場合、指定管理者制度へ移行することを検討すべきではないと考える。	H26年度	要	改めて調査を構築し、指定管理者のメリット、デメリットの検証を行い、県内の状況も調査し指定管理者制度への移行の可否を検討する。	平成27年度	療育センターは、改築計画の策定に際して、関係機関・事業者との連携調整、他の行政機関との連携、必要となる修繕費の負担等について、那覇市議会として必要な経費の算定・算出が求められていることと、この点に際して指定管理者制度にはなじまないといふ考えがある。 また、必要な施設の策定のためには、各種専門職員による通所支援事業、施設支援事業、さまざまなニーズの児童への対応等の実践を通して検討していくことが重要であり、直営による事業実施も必要である。よって指定管理者制度への移行は必要ないものとする。ただし、今後の状況に応じた事業実施や内容の見直しを随時行うものとする。	改善済み

ID	所管部署	票番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 (千歳市の状況について)	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
94	こどもみらい課	240	意見	(那覇市保育所) 保育所施設の状況について 市は、少なくとも現行施設に照らした而実態調査を行い、リストラの促進を把握すべきである。	H26年度	要	老朽化が指摘されている施設について安全面を確保しつつ、厳しい財政状況を鑑み、当面は、一部としての大規模更新を行って、他の施設の老朽化を抑制する。	平成27年度	大規模更新、松川保育所を優先して耐震補強工事の予算要求をしたが平成27年度に予算化出来なかった。	改善取組中
95	こどもみらい課	243	意見	(那覇市保育所) 事業の評価について 拠点保育所は、民間事業者への優待性を保ち差別化を図って、民間化により得られる財政上のメリットを上回る評価を得るよう、事業の実績を示すことが望まれる。	H26年度	要	これまで公立保育所では、新たな保育・子育ての課題に先駆けて取り組み（例えば児童保育、一時保育、4時間延長保育等）、その成果を市全域へ広げてきた。今後も先駆的な取り組みに加え、地域の民間保育施設への支援（指導監督を通じて運営支援、保育技術に関する支援）を行っている。その実績・成果について随時・記載し、公表していく。	平成26年度末	拠点保育所における民間保育施設の支援について、平成26年度には、近隣保育施設を対象にした研修会の開催、認可外保育施設指導監督、ブックスタート事業への支援、新規の設けり組みとして認可外保育施設増設申請の支援など、事業の実施を行った。実績については1年分を取りまとめ、翌年度においてホームページ、園だより等でとおして公表していくこととする。	改善済み
111	文化振興課	267	意見	(那覇市民会館) 利用者数について 入場者数の合計数は、必ずしも正しい数字だとは言えない。平日の昼間の合計数は、望みが多いものと思われる。また、さらに稼働率を上げる取組を行ってほしい。	H26年度	要	入場者数の把握は、催物主催者からの申告により行っている。平日の稼働率向上に向けて、自主公演事業の開催に努めている。また、公共施設予約システムで客席の空き状況を把握し、施設更新を行うことにより、利用促進に努めている。	平成27年3月	現在では、催物主催者からの申告により入場者数の把握が行われている。平日の稼働率向上に向けて、自主公演事業の開催に努めている。また、公共施設予約システムで客席の空き状況を把握し、施設更新を行うことにより、利用促進に努めている。	改善済み
112	文化振興課	269	意見	(那覇市民会館) 収容率の状況について 多額の費用の支出を余儀なくされている以上、現状と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設稼働の必要性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。	H26年度	要	市民の豊かで文化的な生活を支える重要な施設として、自主事業や貸物事業をとおして施設の必要性に努めている。また、現在計画中の新たな自主事業の検討に向けては、随時管理コストの低減について十分に検討する。	平成30年度	市民会館は建物や機材の老朽化により、利用者への制限を受ける可能性がある。現在多くの市民利用がある。またこれらに努められている。また、市民会館の業務委託料の見直しを検討し、舞台技術業務委託料の経費削減を図る。	改善取組中
113	文化振興課	270	意見	(那覇市民会館) 人件費について 業務の効率化による人件費削減を目指すべきである。	H26年度	要	新たな文化芸術振興施設建設の建設を予定しており、同施設の管理運営年次については、指定管理者制度の導入も含めて検討する。	平成30年度	新市民会館への指定管理者制度の導入について検討中。管理運営年次及び運営費の削減について検討中。	改善取組中
114	文化振興課	273	意見	(那覇市パレット市民劇場) 利用客数について 平日の昼間などにおいては、空きが多いものと思われる。また、さらに稼働率を上げる取組を行ってほしい。	H26年度	要	業務の効率化に努めるとともに、新文化芸術振興施設建設への指定管理者制度の導入について引き続き検討する。	平成30年度	新市民会館への指定管理者制度の導入について検討中。管理運営年次及び運営費の削減について検討中。	改善取組中
118	文化振興課	280	意見	(那覇市民会館) 高層ビルと非営利 高層ビルと非営利の負担を比べ、低層ビルと非営利の負担を比べ、高層ビルの移転を検討すべきである。	H26年度	要	新たな文化芸術振興施設に市民センターの設置が可能である。また、高層ビルと非営利の負担を比べ、高層ビルの移転を検討する。	平成30年度	平成28年度から指定管理による業務委託を開始している。指定管理による平日の稼働率を上げるためのPR活動等を強化するよう指示し、またSNSを活用した広報活動に今後とも取り組む。	改善済み

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
119	商工農水課	284	意見	(泊船揚場施設、豊川漁港代船揚場施設 管理状況について) 自費しつつ活動の少ない「花ばかり」の組合員はいないものと理解しているが、正式漁連の開港の際には、既に意欲ある世帯主が低価格に見舞われることのないよう、利用料免除の取組である、水産業の振興に努めていただきたい。	H26年度	要	減価申請の際は、漁船に對して運送に漁船及び組合員を把握するよう指導する。豊川漁港代船揚場は、既存の豊川漁港が一般国道329号線改良工事に伴い移転となったため、新たに漁港が整備されるまでの間の代船施設となっている。漁港へ行くには明治橋下を通り通しなければならない。多くは小型船となっている。新たな漁船整備後は漁船の大型化が見込まれ、漁獲量の増加により水産業の振興に寄与することが期待できる。	平成27年3月31日	利用料免除申請手続きに際し、漁船には現況に沿った適正な申請を行うよう指導した。(平成27年1月)また、免除申請の審査時には、申請名簿を前回の名簿と比較し誤差がある場合は漁協に確認を行い適正な事務執行に努めた。	改善済み
120	なはまちな環境課	287	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 施設の老朽化について) 老朽化による人身事故がおきないよう、専門家にによる検査を受け、早急に、改修等の対策をとり当分の間の安全性を確保すべきである。	H26年度	要	老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ厳しい財政状況を踏まえ、部としての優先順位を上げながら現状の老朽化の状況を把握し、修繕箇所について優先度をつけて修繕を実施すると共に、建替えも視野に入れたら、安全性の確保に向け早急に取り組む。	平成27年3月31日	平成26年度9月議会で予算措置し、通廊部、吹き抜け、階段部分に落下防止ネットを設置した。	改善済み
121	なはまちな環境課	287	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 使用料・電気水道料金の滞納について) 米代金が滞納化しないよう債権管理が必要である。また、滞納者に対しては、滞納整理を適正に行ない、他の使用者との公平性の点から、遅延の効率的な運用の点から納入増加の点から速時、厳格に対処すべきである。	H26年度	要	徴収方法見直しや徴収関連要領の整備改善、使用料及び電気料管理システム導入等により、滞納強化に取り組む。	平成27年3月31日	徴収業務をグループ員で分担し、徴収強化に取り組んだ。滞納整理要領の見直しを実施した。新たな管理システムを導入し、効率的な情報収集等が可能になった。	改善済み
122	なはまちな環境課	291	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 施設利用状況について) 空小間があるのは何故か野集要件等を含めアンケート等により原因を究明し、対策をたてるべきである。	H26年度	要	利用現状、他自治体の取組及びアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえ小間利用に際する要領を整備する。	平成27年3月31日	アンケート調査に替えて、各市場の代表者との定数的なミーティングを実施し、集約等を把握した。販売品目の見直し等の公設市場管理に関する要綱の見直しを実施した。	改善済み
123	なはまちな環境課	293	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 財政状況について) 現状において、指定管理者制度を導入し、その効果を確かめてみるのもよいのではないかと考える。	H26年度 H27年度	要	第一牧志公設市場再整備事業にて運用形態の検討を行う予定となっており、その中で、現状での指定管理者制度導入の可能性を検討する。	平成28年3月31日	公設民営を基本とし、引き続き管理運営手法について検討を進める。	改善取組中
124	なはまちな環境課	297	意見	(なはま商人塾、施設の利用状況について) なはま商人塾というネーミングにもかかわらず、経営に際する研修会、相談等の事業は行われていない。当該施設の有効活用について、市民ニーズを把握し、事業の再検討を行う必要があると思われる。	H26年度 H27年度	要	商人塾の活用方法について、周辺商店街や利用者へのニーズ調査を行い、有効活用に向けた事業の再検討をする。	平成27年3月31日	商人塾のあり方について検討中。	改善取組中
125	なはまちな環境課	298	意見	(なはま商人塾、指定管理者制度の導入について) なはま商人塾は、利用状況に示されるように、有効に活用されていない。原因を分析したうえで、市民ニーズを把握し、市民サービス向上のために指定管理者制度の導入も検討すべきである。	H26年度 H27年度	要	商人塾の有効活用について、事業再検討すると共に、指定管理者制度の導入についても検討する。	平成27年3月31日	商人塾のあり方について検討中。	改善取組中
						要	商人塾のあり方について検討を進め、指定管理者導入の可否について検討を行う。	平成28年3月31日	—	改善取組中

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容 (「指摘事項」又は「意見」)	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
126	なまはらなか塩興課	299	意見	(にぎわい広場の利用状況について) イベント広場は、居座館周辺の活用、一時的な駐車場としての利用が多く、中心商店街の活性化目的を達成するための利用になつていない。また、本造りのパデックスの隣に増設された新造りのパデックスは全体のバランスを大きく悪化させている。また、パデックスは、パデックスの増設が必要であったか疑問である。	H26年度	要	にぎわい広場（イベント広場、コミュニティ広場、駐輪場）の活用を促進し、中心商店街の活性化させるため、案内サイン作成及びパデックスの全ての機能（新聞、ラジオ、MP）を通じて周知に取り組む。パデックスについては、平成23年度に久米地児童館が廃止されたことに伴い、従来のパデックスの活用（米街者が休館）がままにされていること、米街者が休館した後に米街者が休館を取っているというように、ある程度は活用されている。	平成27年3月31日	那覇市HP等での広報周知に取り組んだ。また、中心商店街ににぎわい広場におけるイベント広場及び駐輪場の利用許可基準（H26.2.13決定）により、利用を許可していることから、中心商店街の活性化に資する利活用となっている。	改善済み
127	なまはらなか塩興課	299	意見	(にぎわい広場 指定管理者制度の導入について) イベント関連については、民間の得意とする分野でもあり、指定管理者導入によって、民間の能力を活用し、施設を利用したサービスの向上が図れる可能性がある。	H26年度	要	にぎわい広場の今後の利用について、イベントなどの目的から、近隣の第一牧志公設市場の立寄に伴う仮設市場や工事資材置き場などの目的変更が考えられる。よって、現時点での指定管理者制度導入の検討はできないが、平成27年度策定予定の中心市街地活性化基本計画の中で、利用方針を明らかにするに伴い指定管理者制度導入の検討をする。	平成28年3月31日	老朽化した第一牧志公設市場の立寄仮補地となっており、現時点での指定管理者制度導入の検討はできない。	改善取組中
128	生涯学習課	303	意見	(那覇市立公民館 施設の状態について) 中央公民館の敷地は洋風風の敷地となっており、安全な改修、建築、移転、他の公民館への統合等、安全性の面から検討を要する時期にあるものと思われる。	H26年度	要	老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ、改修に財政対応を要する。施設としての優先順位を付ける必要がある。施設の維持管理に要する経費を毎年予算計上しており、修繕を適宜実施している。今後、他の公共施設整備の進捗状況の情報を取りつつ、他の公共施設の整備計画等との整合性を図りながら、平成30年度までの概ね5年間で方針を決定できるように検討を進める。	平成28年3月31日	中央公民館、図書館は、建物管理者が老朽等の危険箇所がないか目録で安全確保を図っている。平成26年度は、雨漏り修繕などをこなした。他の公共施設整備計画を踏まえながら引き続き情報収集等を行う。	改善取組中
129	生涯学習課	305	意見	(那覇市立公民館 利用状況について) 公民館施設の有効活用のために、指定管理者制度を導入している他県の状況も参考にしつつ、公民館の教育的機能を高めるためにどのような管理運営が望ましいかを更なる検討を行うべきである。	H26年度	要	修繕必要箇所は適宜修繕して施設使用に支障が生じないよう対応する。中央公民館の建築等の根本的な解決方法については、他の公共施設の整備計画や財政状況を踏まえながら判断する。	平成30年度	那覇市立公民館と那覇市立公民館の管理運営について、他市のアンテナセンター調査も参考に指定管理者制度を導入することになった。公衆によるプロポーザル方式で指定管理予定候補者を選出し、平成27年4月1日から指定管理者制度を実施。	改善取組中
					H27年度	要	修繕必要箇所は適宜修繕して施設使用に支障が生じないよう対応する。中央公民館の建築等の根本的な解決方法については、他の公共施設の整備計画や財政状況を踏まえながら判断する。	平成30年度	那覇市立公民館と那覇市立公民館の管理運営について、他市のアンテナセンター調査も参考に指定管理者制度を導入することになった。公衆によるプロポーザル方式で指定管理予定候補者を選出し、平成27年4月1日から指定管理者制度を実施。	改善取組中

(平成25年度)					外 部 監 査 改 善 措 置 票			処理区分		
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	
130	生涯学習課	306	意見	(那覇市立公民館 指定管理者制度導入について) 指定管理者制度を導入し、施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放することにより、民間事業者の活力を生かした住民サービスの向上、施設管理における経費の節減を図るべきである。	H26年度	要	若狭公民館及び那覇多川公民館において、平成27年度から指定管理者制度を導入する予定である。平成27年度から平成29年度までの3年間に、指定管理者による管理運営の実績を踏まえ、中央公民館を除く他の公民館への制度導入について検討を行う。	●指定管理者制度導入については、平成27年度・導入後の比較検討については、平成30年度	平成27年度から若狭公民館と那覇多川公民館は指定管理者制度を導入した。管理運営を指定管理者制度に移行すると直度よりも経費削減となる。住民サービスの向上については実績を踏まえて検証する。	改善取組中
					H27年度	要	指定管理者制度を導入した若狭公民館と那覇多川について利用アンケートやモニタリングを活用して、住民サービスの向上につながっているかを検証する。	平成30年度	—	改善取組中
131	生涯学習課	307	意見	(那覇市立図書館 施設の利用について) 公共の建物で、不特定多数の者が利用する施設であり、建物の耐久力検査、耐震検査により、建物の状態を把握し、安全の確保が必要である。また、建物内には、重要な文書等も存在することから、重要文書の保管管理上も建物の定期的検査による安全確保は必要である。	H26年度	要	老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ新しい財政状況を勘案し、部としての優先順位をつけながら順次対応する。 中央図書館・公民館を除く6館は昭和56年以降に建設されており、建築基準法改正後の新耐震基準を満たしている。また、建物の安全を確保するため、これまでも必要に応じて修繕は実施しており、市の公共建築物における定期点検の方針に合わせ、今後定期点検の実施を予定している。	—	建物管理者による目視による点検を継続して行う。建築基準法上の定期点検は、全庁的に建築指導課が取りまとめて行うことになる。	改善済み
					H26年度	要	那覇市生涯学習推進計画において、「2017（平成29）年4月から那覇多川図書館に指定管理者制度を導入することを検討します」と定めており、平成27年度に指定管理者制度導入の可否について検討を行う。	平成27年度	平成27年度に検討する方向性を確認した。	改善取組中
133	生涯学習課	310	意見	(那覇市立図書館 指定管理者制度導入について) 全国的には指定管理者制度を導入している図書館が増加している中、那覇市の意向する図書館の利用率、住民サービスの在り方などから、指定管理者制度に移行した場合のメリット、デメリットを検討したうえで、導入の可否を決定すべきである。	H27年度	要	那覇多川図書館の指定管理者導入について指定管理者制度導入の検討委員会を検討する。	平成27年度	—	改善取組中
					H26年度	要	当該は現在、園内の敷地区画、南納骨堂、無縁斎舎、安楽所、及び今年4/11に供用開始した市民共同墓場を管理している。今後、公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の管理を受ける方向で調整している。更に、区画整理課所管の保安設備の管理についても移管の話し合いが出ている。それら園内の各施設が移管され、管理運営上の課題解決の見通しがついた段階で指定管理者制度導入の可否について検討する。 なお、各施設の移管の時期、老朽化した築構等の建て替えの時期等不確定要素が多いため、判断材料がそろった段階で総合的に検討したい。	平成30年度末	園名園内の公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の所管換えについては公園管理課と協議した。区画整理課保安設備には改葬予定の遺骨が650柱以上あるため、改葬の目的が立った時点で所管換えの協議を行うこととした。老朽化している南納骨堂については、新規募集を停止することを検討した。	改善取組中
135	環境保全課	317	意見	(那覇市観光局 那覇市観光局付属納骨堂 指定管理者制度について) 基本方針を踏まえ、市の取組みが進められていくが、整備が進められていく中で、園内全体の一体管理が可能となった段階で指定管理者制度導入の可否について検討する必要がある。	H27年度	要	公園管理課から園名園内多目的広場、園内通路、及び緑地の移管を受ける。 施設の老朽化のため南納骨堂の新規募集を停止する。	平成30年度末	—	改善取組中

外 部 監 査 指 票 (平成25年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
136	公園管理課	331	意見	(那覇市公園について) 公園については、設置費用と維持管理費用がどの程度市民の福祉向上に貢献しているのかについても市民に説明する必要がある。	H26年度	要	公園が公共の福祉にどのような形で貢献しているかについては、テニス利用者などの施設利用者数や公園の効果等をホームページ等で公表していく。	平成27年3月31日	公園は子供からお年寄りまで幅広く多くの方々へ、スポーツや自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与し、コミュニティ活動の場として機能しております。また、災害時の被害の緩和や避難場所としての機能、生物の生息空間など多くの機能を有するとともに、市内におけるヒートアイランド現象の緩和も担っています。 公園施設の利用状況については、テニスコートの年間利用者数は平成26年度で約14万人、年間平均稼働率は約31%、多目的広場の年間利用者数は約6万人で稼働率は約20%となっています。また、土日における稼働率はテニスコートで約80%、多目的広場では約60%と高い割合で市民に活用されています。また、グランドゴルフにおいては、プレー可能な14公園で年間利用者数が約8万人おり、スポーツレクリエーションの場として広く市民に活用されており、また、 なお、H25年度、H26年度の有収公園施設（テニスコート、多目的広場）の利用者数を公園管理課HP上で公表しています。	改善済み
137	公園管理課	331	意見	(那覇市公園の指定管理者制度導入について) 大規模公園のみ指定管理者制度導入を図るとか、あるいは、地域ごとに公園を一括して導入するなど、他自治体の事例も参考にしながら、指定管理者制度導入の可否を検討する必要がある。	H26年度	要	公園の指定管理者制度の導入については、他自治体の事例も参考にし、導入の可否について、考え方をまとめていく。 平成27年度に新設する(仮称)松山公園連棟施設においては、既存施設である福州園を含めた指定管理について、平成27年度末の新規導入を図る。	平成28年3月31日	他自治体の公園管理については公園を一括して指定管理制度を導入している事例もあります。 本市の指定管理の導入については、同様な指定管理制度が可能なかどうかも含めて、他自治体の事例調査を行った。 なお、現在は福州園及び松山公園駐車場、松山公園連棟施設を一体的に管理するための指定管理承取に向けて募集を開始し、平成28年4月1日のスタートを予定しています。	改善取組中
					H27年度	要	指定管理制度を導入について、調査結果をもとに考え方をまとめていく。	平成28年3月31日	—	改善取組中
139	上下水道局	340	意見	(水道施設、下水道施設 地方公営企業会計制度の改正について) 会計基準の見直しは、原則として、平成26年度の事業年度（予算）から適用されることとなっており、那覇市においても対応に向けて作業が行われているが、これらの改正に伴う影響も含め、市民への十分な情報開示が必要である。	H26年度	要	平成26年度の予算及び決算から適用される会計基準の見直しによって、従来、資本に計上されていた企業債や補助金などが、新たな会計基準では負債に計上されることとなります。 会計基準が大きく変わったことにより、地方公営企業の経営実態は変わりますが、企業の成績表である財務諸表の表示が、従来の会計基準のものと大きく変わります。 会計基準の見直しによる影響等について、ホームページや広報誌を活用し、市民への情報開示に努めます。	平成26年度中	平成27年3月に会計基準の見直しに関する資料を作成しホームページに掲載した。	改善済み